

395. 公害の防止②・公害防止に関する届出

第19条(公害等の防止)→①大気汚染防止法:ガスタービン、ディーゼル機関(重油換算で50 L/h以上燃焼するもの)のばい煙を規制(第1項)、②騒音規制法:著しい騒音を発生する特定施設(空気圧縮機や送風機など)から発生する騒音を規制(第11項)、③振動規制法:著しい振動を発生する特定施設(圧縮機や破碎機など)から発生する振動を規制(第12項)④特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法:排出水は規制基準に適合する事(第9項)。中性点直接接地式電路に接続する変圧器を設置する箇所には、絶縁油の構外への流出および地下への浸透を防止するための措置が施されているなければならない(第10項)、⑤水質汚濁防止法:特定施設(ここでは石炭を燃料とする火力設備が対象)から排出される排出水は、規制基準および排出水の総量規制基準に適合する事(第2・3項)。地下に浸透する排出水(石炭を燃料とする火力設備の廃ガス洗浄設備が対象)について規制(第4項)。有害物質(カドミウム、シアン化合物など)を貯蔵する指定施設からその施設の破損などによって有害物質を含む水が公共用水域や地下に排出されないよう規制(第7項)。貯油施設(原油、重油、潤滑油など)からはその施設の破損等によって油を含む水が公用域に排出されたり、地下に排出されないよう規制(第8・15項)、⑥急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律:急傾斜地の崩壊区域内に施設する場合には、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発しないよう規制(第13項)。ポリ塩化ビフェニル(PCBs)を含有する電気機械器具は施設してはならない事を規定(第14項)

〈公害防止に関する届出〉:電気事業者または自家用電気工作物を設置する者は次の場合、届出期限までに届出事項を、当該電気工作物を設置している場所(または予備として保管している場所)を管轄する産業保安監督部長へ届出なければならない

①ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置している(または予備として有している)事が判明した場合 [届出期限]:判明した後遅滞なく [届出事項]:当該電気工作物を設置しているまたは予備として有している者の氏名または名称および住所もしくは法人にあっては代表名の氏名。当該電気工作物を設置しているまたは予備として保管している工場もしくは事業場の名称および所在地。当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置または予備の別、製造年月および設置年月

②ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を廃止した場合 [届出期限]:廃止の後遅滞なく [届出事項]:当該電気工作物を廃止した者の氏名または名称および住所。当該電気工作物が設置されていたまたは予備として保管していた工場もしくは事業場の名称および所在地。当該電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月および廃止年月ならびに廃止の理由および内容

③電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、または地下に浸透した場合 [届出期限]:事故の発生後可能な限り速やかに [届出事項]:事故の状況および講じた措置の概要

届出先は所管の
産業保安監督部長



ポリ塩化ビフェニル使用の
電気工作物は設置の判明、
廃止、構外や地下へ漏えいし
た場合、届出が必要なのね

